

3. 産後の手続きについて

(1) 出生証明書

- ・ 出生証明書は赤ちゃんの名前を決めて、必要な箇所を全部記入し、**生まれた日を含めて2週間以内**に**市役所の市民課**に提出します。
- ・ 届けには**出生証明書**、**母子健康手帳**、**印鑑**が必要です。国民健康保険の場合は保険証の手続きも一緒にしてください。
- ・ 届け出が済んだら母子健康手帳の**出生届済証明**を確認しましょう。
- ・ 里帰りの方も、里帰り先の市町村に出生届を提出しても受理してもらえます。

(2) 母子健康手帳

- ・ 母子健康手帳は産後1日目にお返ししますが、退院の前日に入院中の経過を記入しますので、再度お借りします。お手元にご準備をお願いします。

(3) その他

- ・ 診断書や分娩手当金の請求に必要な書類等は退院前日までに申し出てください。
- ・ 「出産育児一時金の医療機関直接支払い制度」利用のご希望があり、手続きされていない方はスタッフまでお声かけください。
- ・ 退院後の書類は全て、本館1階⑥番外来受付に隣接している**診断書受付窓口**に提出をお願いします。

